

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(5-5))」

2. 日時：令和3年10月7日(木) 13時30分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃(株)

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他6名

関西電力(株) 原子燃料サイクル室 戦略統括グループリーダー 他1名

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 フロントエンドグループ 副長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000186.html
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000185.html

- ・ 令和3年9月9日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年9月24日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:03	はい。それではただいまから日本原燃濃縮施設の設工認に係るヒアリングのほう始めますし、最初に注意事項についてお伝えします。ヒアリングでは不可に情報提言しないようにしてください。発言してしまった場合、このバリエ頼みに 8 時用意してください。
0:00:23	発言の際は、初めに職氏名を述べてから発言してください。また発言しない際は、マイク等を見ると 2 次をお願いします。それでは本日の説明ですけれども、9 月 9 日に提出された
0:00:41	臨海バック耐震
0:00:45	強度または 24 日に訂正された廃品シリンダと、
0:00:49	の資料になるかと思えますけれども、こちらでよろしいでしょうか。
0:00:55	日本原燃 6 ヶ所ヤギハシです。資料のほうはそちらで結構でございます。
0:01:00	はい。
0:01:01	それでは出席者ですけれども、規制庁側の効果ウェブ参加としては、Fujii オオハシフジワラタカナシで本庁側のほうがカワラサキとコサクということによろしいですかね。はい。
0:01:19	それでは原燃において出席者の説明の後、資料の説明管理委員会の方からお願いします。それで、本日ですけれども、一応この 9 月 9 日に提出してもらった資料が主だと思えますけれども、
0:01:37	6 月 30 日にもヒアリングで
0:01:40	ちょっと充実を図ったんす TECDOC 説明書全般に関して充実を図ってこつちと、いうふうにお伝えそこところですので、一応本日この改正された資料に基づき行うものの別途受注を図っているというふうな認識で考えています。
0:01:55	はい。
0:01:57	それでは原燃の方から説明のほう出席者の説明の町へと臨界から 1 回／して特段あれば説明をお願いします。
0:02:09	日本原燃 6 ヶ所ヤギハシです。本日の出席者になります。フチノサカモト荘縛った若林片野か志和屋の 7 名、私含めて 7 名となります。
0:02:24	し、本日の説明においてにつきましてはヘッド先ほどご紹介いただきました。5 件の時資料について説明となります。ではどう早速説明のほうに入らせていただきます。
0:02:44	日本原燃の坂本でございます。それでは、別途臨界防止に係る設補足説明資料農地個別 31 番について御説明いたします。
0:02:54	3 ページ目を経てください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:58	3 ページ目の 2 ポツで申請対象と技術基準規則の関係ということで委員会にパン対比表は濃縮と 0.95% 依拠表示するという状況でございます。こちらの当期回答と規則のパッケージについて、少し説明が高くないというところもございますので、ほぼてっ前回のヒアリングのコメントも踏まえ、
0:03:18	我々の記載を少し今後充実させていきたいと思っております。
0:03:22	江藤臨海ですけども、規則要求と設計で特段、今回変更お台場線といったことで、すべてセットで
0:03:35	5 ページ及びください。
0:03:43	計 5 ページ、それがわかる説明が右側の注 1 で今回サンプロッカーとだこれを申請対象に入っておりますが、こちらについて委員会管理するために水量を最小臨界質量以下の秒限定しておりますけども、
0:04:01	その記載についてはもう保安規定のほうで規定立地日活日という状況となっております。あと補足する内容として 17 ページを見てください。
0:04:14	17 ページですが、新規制基準において、没水溶けこの条件が理科に課されておりますけど、印可会議において、おっしゃら第 4 回でも御説明しておりますが、没水の協研でお手元でいかに評価を行っておりますので、
0:04:30	この条件についても特段規定等を今回執行が生じるというものではございません。2 回の説明は以上でございます。
0:04:45	はい。
0:04:46	別名ありがとうございます。それでは規制庁側から津南のほうをお願いします。
0:04:54	いや、私からですけれども、基本的に大きなコメントはないところではあるんですけども、13 ページをお開きください。
0:05:16	はい。
0:05:19	で、13 ページ目の
0:05:25	365 のドライクリーニング設置こう放置に関してはちょっと健康区分撤去というふうになんていって、それで備考のほうの一番右の欄を見ると、その濃縮度を 0.95% 以上の云々というふうに書いてあって対象外と。
0:05:44	ということで、この辺の記載が撤去する設備に関しては、結局ため対象外って書いてあったりとかこういうふうになんていって理由で書いてあったりとかして、ちょっとこの辺、他の資料も一緒なんですけれども、そう。
0:05:59	機械化統一されていないかなと思いますので、この辺見直したほうがいいと思いますけれども、原燃いかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:10	日本原燃坂本でございますが、こちらも含めまして設備と技術基準のと適合の対応説明ところ、こういったところで弁当統一の図りたいところがございまして、確認の上麻薬修正いたします。以上です。
0:06:28	はい。企業執行お願いします。それでは冷凍
0:06:34	添付の2のほうの15ページのほうですけれども、
0:06:38	ちょっと確認ですけれども、ここで第5回の決工認申請書の中身が書いてありますけれども、第4回とか、その機械を見ると、その警報設備傾向。
0:06:56	2とかに関しても、議長その言及していたりとかいいかなとも言及したりするような記載があるんですけれども、第5回申請ではそういったものは、この関係がないとか書く必要はないという理解でよろしいんですか。
0:07:10	はい。
0:07:14	日本原燃坂本でございます系統第4回では、委員会に関わるインターロックとして濃縮度管理インターロックを形成しておりまして、凍結委員会一方設計ために関わるインターロック点想像する缶リッターロックのみでして、それが第4回で申請されましたので、
0:07:32	その中で婦人会の中で、その機能を変更するという説明をしております。第5回の設につきましては、当警報設備に関わって臨界管理するような閉じ込めのインターロック関係ですので、
0:07:48	のみですので、今回臨界事故で警報設備に関わる所はいっぱいではないという整理でございます。以上です。
0:08:00	はい、ありがとうございます。への期待する必要がないというふうな結果だったかと思います。
0:08:06	それと、
0:08:08	ちょっとあの確認ですけれども、少し戻って恐縮です。112ページのほうに戻っていただければと思います。
0:08:19	12ページ目の下から三つ目の352番のサンプルをカウントだのですのでけれども、こちら
0:08:31	ば確認してる情報を見ると、その第4条第1項ということで、2項は、入ってないんですけれども、他の
0:08:42	主こう見ると、昨日一方受けるコンクリ増えてるわけでも同じく日報見込みてるというなか立入ですけれども、この辺は未婚確認は必要ないということよろしいんでしょうか。
0:09:05	4件目サカモトでございます。あと分析者というのは3プロパンと7につきましては、と保管量を最小臨界質量以下、分析して全体として管理するということで、16km以下山の中で管理するということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:20	危機感を受けと総務部間隔総合ユニット間隔とかで相互で1回評価しなければいけないとか、そういったものはこのサンプの間とただに対してはないということで、単一として延べ築地の部屋として、
0:09:38	成立性技術者的なものを説明しているというところでございます。
0:09:42	はい、わかりました。
0:09:46	ちょっとこれだけこっちそういう理由があるということで右のちょっと備考欄に書いていただくことはできますでしょうか。
0:09:54	日本原燃坂本でございます。ご指摘の通り、そういった説明が不足しているところもございますので、追加いたします。以上です。
0:10:03	はい、よろしく申し上げます。
0:10:07	あっ等防護、
0:10:13	本17ページですけれども、
0:10:20	こちらで他の既認可の臨界景観条件についてということで文章が書いてありますけれども、文書を少し読みますと、以下の通り、既認可平成6年12月15日の経営から安全水反射の条件も考慮したというふうに書いてありますけれども、
0:10:39	資料のほう19ページから見ると平成元年からの資料がついているということですが、これはやっぱり還元の時点では完全水反射条件というようなことでやってなかったという理解でよろしいのでしょうか。
0:10:54	日本原燃坂本でございます。申し訳ございません。こちら来認可として平成元年からこういった評価をしていっております。すいません。第4回の施設的は平成6年からだったので、そこを修正な値の漏れていたというところがございます。
0:11:11	平成元年に正しく見直させていただきます。
0:11:15	以上です。はい。その点よろしく申し上げます。
0:11:22	と私からはとりあえず以上です。
0:11:25	他の方、ありますでしょうか。
0:11:30	規制庁のカワラサキです。ただいま確認があったところに関連してなんですけれども、
0:11:37	15ページのサンプル保管だなんですけれども。
0:11:40	ちょっと念のため確認なんですけれどもこれって
0:11:43	質量で管理してるということなんですけれども、管理する値としては、この分析室の総量を16kmと、あとはサンプル保管棚の4.5kmのそれぞれについて、管理しているという理解不安規定では管理しているということなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:00	設工認上の既認可のなんていうんですよね。縛り方っていうか都道あの今添付されているところを見ると、完全水反射条件での設計ということで、全体パン的に
0:12:16	参画のところも含め示されてるんですけど、この 16km、4.5kmっていうのは金からどこでこの記載にあたるのかって言うのを説明していただけないでしょうか。
0:12:32	日本原燃お互い地形、
0:12:34	っていうかなと、周辺孔に記載してたと思いますねっていうについてもを拡充いたします。
0:12:43	規制庁川崎です。わかりました。ちょっと対応関係として、保安規定っていうのもいいんですけども、基本的には設工認での記載との関係をちょっと明らかにしといていただければと。
0:12:56	思います。以上です。
0:13:02	私からは以上です。
0:13:03	はい、江藤ほか規制庁わかりますでしょうか。
0:13:09	すいません。やっぱしですけども、
0:13:15	あともう少し確認させてくださいで当期
0:13:21	後ろに貯金認可
0:13:25	のうち、
0:13:27	企業の方がついていますが、一応これと
0:13:33	についているリストのほうをちょっと見比べたときに、例えば、このリストについて 87 番とこの週は中央配管に関して後ろの既認可の方でちょっとどういうふう
0:13:53	に評価した値でいくのかというあたりがちょっとわかりにくかったんですけども、この近活の関係で主要 8
0:14:05	配管とかがどう評価されているのかっていうことを書いてある資料でちょっと説明いただけますでしょうか。
0:14:20	人間は飛ばして人からというふうに配管はもう機器の評価に含まれているということで評価上は主配管等が明記されているわけではなくて、使用表のほうで時に臨界管理の方法を記載していると。
0:14:22	ですので、近隣
0:14:35	今の取り付けて臨界計算のほうに明記されていないので、こちら申し訳ありませんが商用の方なりえ時にかな
0:14:35	って決な期待を持ってくるように追加するよう
0:14:35	にいたします。以上です。
0:14:35	会社の炉執行苦いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:39	他とちょっと先見細かい点ですけれども、ちょっと記載の統一というだけで間違っているという話ではないというんですけれども、15 ページ目のところで、もう左の 1 ぽつ概要という中で人から 2 行目に、
0:14:58	ですね、許認可括弧 2 か番号なり何なりっていうふうに書いてあって、この辺のその記載が中野ほかの資料とかは特にその認可番号まで書いてなかったりするので、この辺真っ赤間違うということではないんですけれども、またお聞きしてもらったほうがいいかなと。
0:15:17	出ます。
0:15:19	天窓第 4 回ではその認可番号までちょっと書いてないようでしたので、ちょっとその辺が統一されてないと思いますので、
0:15:30	記載の通り値等を図っていただければと思ってます。はい。
0:15:35	以上の点、よろしいですか。
0:15:38	日本原燃若林哲駅通り使う検知装置ました。
0:15:42	はい。
0:15:43	ほか規制庁あつから質問等ありますでしょうか。
0:15:53	はい、よければ、では、次の番号でいくと被ばくの資料になると思いますけれども、下段にありましたので詰め方原燃から説明お願いします。
0:16:07	日本原燃若林です。それでは被ばくの説明資料について説明します。3 ページをご覧ください。
0:16:15	2 ポツのところに申請対象で技術基準規則の関係記載しておりますが、こちら先ほどもっとサカモトは言った通り、もう少し記載の充実かかります。
0:16:25	対象としましては、ウランの取扱量が比較的多い設備を線源として対象としており、被ばく線源として被ばく評価を行っております。
0:16:35	15 ページをご覧ください。
0:16:38	蛇腹末日公認の液体とその補足説明資料になるんですが、設工認の記載につきましては、第 4 回申請の当初し最初の申請の方でと被ばく評価のほうへつけておりました。その際から、
0:16:52	アホどどん変更がないのとなります。従って附属説明のほうも第 4 回申請の当初の申請の補足説明で行った。
0:17:02	内容と同じでして、15 ページについては期待通り、左側の 3 ポツですね、21 と書いてますけども、本申請の変更内容に加えて持ち場で示した A 層等の変更内容を含めた施設全体として、
0:17:19	直接線及びスカイシャイン線による線量評価を評価して引っ張っ許可です。
0:17:25	示し、やっぱり示してる通り線量目標値以下であることを確認しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:31	結婚設工認申請において、許可で示した条件等の変更はございません。
0:17:37	説明は以上になります。
0:17:41	はい。説明ありがとうございます。ただいまの説明に関して規制庁側から質問の方をお願いします。
0:17:51	私では私からまず質問させてください。
0:17:56	5 ページ目をお開きいただければと思います。
0:18:21	5 ページ目の記載ですけれども、5 ページ目だけではないんですけれども、今回申請というところで、そのコミュニティーという書き方をまわしてって、他の資料であれば丸とか参画とかというような機械をしているところなんですけれどもこれは
0:18:41	例えば、もうちょっと備考呼んで何か※2 ちっと押ししなければいけない理由も少しわからなかったんですけれども、例えば参画として米を振るとか、そういった期待はできないんでしょうか。
0:18:57	原電ワカバヤシです。こちら、設工認申請書につけている技術基準適合性中段ちょっと一応整合をとった形にしておりまして、電車の教育もあわせた結果宣言とする機器については、基本的には、
0:19:13	出来事対象とはせずに、弊社の考えでいいと、その遮へい機能を持つものであったりかが留まるをつけるとセンゲン基金やっつけないっていう考えがありましたので、③カットはつけるんですね。だから一応としては線源で
0:19:29	評価として見込んでますよということを示したって、設工認のほうでは、※を打って、
0:19:36	この施設共通の方の線量評価のほうで確認しますっていうのは止めていると。
0:19:41	補足説明資料を作るにあたってだけ創設工認申請書とも整合をとったほうがいいたろうということでITへ米を決定。備考のほうに、
0:19:50	13してるとっていうのは、現状でございます。
0:19:57	ちなみに許認可のほうは、バーになってますけれども、頻繁時をこれ線源として評価したりしてなかったら出してたと思うんですけれども、結果報告が倍になってるのはどういうことになる。
0:20:15	日本原燃若林です。現下の際は、当加工規則のほうでまとめられている被ばく経産省の方に被ばく評価もしておりまして、そちらでは、これらの機器も当然変わりなく、センゲンとして見込んでおりました。
0:20:30	だからその辺の評価の後ろにつけている技術基準適合書申請書のほうでは、第 22 条では 20 だったらば、ちょっと裏までですけど、被曝遮へいの要望に対しては適合性なしというような評価をしてまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:46	それはセンゲン機器であって被ばく
0:20:50	この技術基準で求められているような遮へい設備ではないかという整理だったと思うんですけど、そういった意味で、その遮へいの適合性はバーと街コン申請書で説明していましたので、こちらもバックしております。オオハシ様のおっしゃる通り、
0:21:05	堂本から被ばく線量評価では被ばくへの被ばく評価では、線源として見込んで言いました。
0:21:13	はい。
0:21:16	わかりましたコメントした理由についても私はわかりました。
0:21:23	はい。
0:21:25	ちょっと続いてですけども、
0:21:38	鉄ねえ。
0:21:41	10 ページ目ですけどもこれでも確認除去なんですけれども、
0:22:04	215 番の、その凝縮槽というのがあるんですけども、この辺は
0:22:10	対象にはならないということでもよろしいんですかねちょっと確認だけです。5 ページの間に合いそうて解いているものは大体いつも線源として見てるものが凝縮水とっちゃったりとかと思ってるかしたいんですけども、
0:22:29	読み上げにはカバーしてセンゲンとして見込む必要はありません。発生って処理設備均質ブレンディング設備の総利益と異なっておりまして、一般廃棄物の廃棄設備になりますので、言いながらではないということで制限としては見込んでおりません。以上です。
0:22:47	はい、わかりました。これ念のための確認です。
0:22:56	ちょっとこれは少し確認 50 か。
0:23:00	ちょっと関連質問のあるんですけども、少し薄まって 5 ページ目に戻っていただいて、
0:23:12	70 億 9 番の均質槽っていうのと、86 番の中間製品容器というのがあるんですけども、これ多分均質槽の中に中間製品容器というものをに入れて、決定等、
0:23:30	入れ子コードみたいな感じでやと思うんですけども、これ均質棟、
0:23:37	その線源として評価するときに、これ中間製品容器計画の中に入った状態でその専従として評価するという感じになるんですか。
0:23:49	日本原燃若林です。はいその通りです。時にその中に中間製品容器が入った状態でセッティングを行います。
0:24:00	中間製品容器や中間レンジ表記で、
0:24:03	わかりました。説明は以上です。質問以上です。続いて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	添付の2のほうをちょっと確認してくださいと15ページのほうをご覧ください。
0:24:23	これちょっと第4回ちょっと見比べたときに、いいということがあるんですけども、
0:24:34	この3ポツの部分とかの3ポツの3行目のところとかで、
0:24:39	評価した結果本施設からの何とかって言うふうには書いてあるんですけども、この辺が第4回のほうを見ると評価した結果、2×10のマイナス何シーベルトであるからこやる基本にちょっとその結果の数値まで書いてある感じなんですけれども、こちらも、
0:24:58	同じくに変えたほうがいいと思うんですけどもいかがでしょうか。
0:25:08	電源は個別ですと承知しました。後ろのほうで来岩盤それだけ合う冒頭で記載したほうが確かに良いかなと思いますので、次出します。
0:25:22	はい。
0:25:23	続いてですけども、
0:25:31	16ページ目ですけども、少し細かいんですけども、
0:25:37	設置工認申請書を通して(1)で2行書いてあるんですけど、これを理念によりテーパブロックかかりつけこれあのおりベンチャーとかそういうところまで書く必要ないんですけど、ORIGENででしょうか。
0:25:57	宮銀のワカバヤシです。と確認して適切な記載に開か修正いたします。はい。
0:26:06	うん、はい、オッケーです。19の細かい点で少し恐縮なんですけれども、19ページ目のその図があるんですけども、これ
0:26:20	この図の2って言うふうには書いてないので02って言葉を入れてっただければと思います。
0:26:28	赤丸で処理しました。
0:26:31	はい。
0:26:33	農中づいてか。
0:26:36	20ページ目ですけども、
0:26:39	これらの補足説明のほうですけども、
0:26:50	この上から4行目に得損120mというふうには書いてあるんですけどこれはSR L得るものになるんですかね、別の案って言うところがちょっとの図からちょっとわからなかったんですけども、結論というのほどこの距離になるんでしょうか。
0:27:11	うん。
0:27:14	そうですね。tooneが何かちょっと確認してこちらも使ってきた注水いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:24	それでこの3丁目度細かい点で少し恐縮なんですけども、既認可の丸見え数字の記載からってその稀に数字っていうのはどこのことを言ってる。
0:27:37	いる暗渠UALはワーキングの窓口の記載から文中に書いて例目数字っていうこと。
0:27:44	よくわからなかったんですけど。
0:27:49	うん。
0:27:51	日本原燃若林で実際丸メッセージの意図としては、実際119のものを切り換え数字で122。
0:27:59	切り上げていったものを110と記載の距離のほうに記載したという。
0:28:05	あとですね。
0:28:08	はいわかりました。
0:28:12	続いて25ページですけれども、
0:28:20	等を左のほうですけれども、
0:28:29	もうちょっとマスキング箇所があるのでちょっと発言を注意してございますけれども、
0:28:37	新型遠心機の設置台数に関しては、その安全側となるように、
0:28:44	設置をしますというふうな場当たり的に書いてあって、この新型遠心に関してという考え方であります赤いだって新型公園延伸インバータで金属胴遠心機に関しては、ノ丸々台で、
0:29:00	っていうふうに書いてあってこれまでの保守、安全側になるようになっていうのも記載はないんですけども、これもその台数を聞くの見込みの
0:29:13	考え方に違いはどういった、どういうことになるんでしょうか。
0:29:18	一方安全側に一方が、一方はそうではないというふうに見えるんですけども、
0:29:33	現在フチノで
0:29:37	機微情報が入りますのでうまく答えられるかなんですけども、金属等の場合は遠心機をある程度束ねて、
0:29:48	設置するというので、あらかじめ台数のほうがこれだけ置けるっていう台数が決まっております。
0:29:55	が新型遠心機のほうは、そういう束ねた置き方ではない配置の仕方をするので、軽度の部屋の中に余裕があって、どれだけおけるかっていうのを、
0:30:10	使用表のほうでは、当初から確定はしていますが、被ばく評価上はさらに置ける場所の余裕も含めて、配置台数を考えて個人的な評価をするというふうにしましたので、金属胴遠心新規では

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:28	遠心機の配置の仕方の違いが元になって被ばく評価では台数に保守的よりを見るようにという設定をしております。説明は以上です。
0:30:41	うん。
0:30:44	金属胴遠心機の方はさらに置くスペースがもうないからという、端的に言うとそのような理解でしょうか。
0:30:55	日本原燃若林です。はい、その通りです。
0:30:59	はい、わかりましたと。
0:31:10	H協力員鉄塔意義の補足のほうですけども、
0:31:19	新型遠心機通して金属胴遠心機は 10%にしますということでその根拠が右に書いてあって濃縮度の 1 名 7%になる場合がありますというような理由が書いてありますと、で一方その上の製品シリンダ等に関しては 6%にするっていうふうに書いてあって、
0:31:37	でね、
0:31:40	最高濃縮度は 5%をなんかですということで、これ実際その 5%を上回る可能性という可否どの程度
0:31:58	なのかっていうあたりをちょっとお聞きしたいんですけども、
0:32:01	6%れちやうの適切なのかってあたりをちょっと確認するためにちょっとこれ
0:32:07	何かに書いてくれっていうことではなくて、ちょっと教えていただければと思うんですけども。
0:32:15	よく部長です。カスケードの遠心機の方は今ご指摘をしますからご説明がありました通りで、かつ新型遠心機のカスケードの中で一部濃縮度が 5%を超えるのでっていうところで余裕を見てます。
0:32:33	あと、ほかのカスケードから出た後の濃縮ウランについては、こちらもうあの臨界管理所轄だのを核的制限値を 5%と定めてますので、そこに収めるように、第 4 回で申請してる濃縮度管理インターロック。
0:32:50	これで管理をしておりますが、ただ
0:32:56	難しいが、原子炉のほうも燃焼度が低くて 4.24%とか 4.5%ぐらいがせいぜい高い濃縮度の比ってちゅう濃縮度だったんですが、
0:33:09	今震災ぐらいの震災が起きた辺りから 4.8 とか 4.9%とか、の燃焼度の非常に高燃焼度化に向かったので、高い保守駆動受注するようになって、
0:33:25	核的制限値として 5%を超えない管理はして実際にその通りできてるものの被ばく評価上は海外も 5%しか作らないけれども 6%で評価をするっていう事例もありますので、被ばく評価上は余裕をもって 0%の濃縮度を設定して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:45	評価をするというふうしております。繰り返しますが事実上は5%の核的制限値を定めて、これを超えないように管理しており、過去これまでもこういったことはないというのは事実であります。説明以上です。
0:34:02	はい、了解しました。はい。
0:34:08	それを行ってですけども、
0:34:12	ちょっとそのこれ一般質問になるかもしれないですけども、右下のこの表を
0:34:21	濃縮度の線形設定っていう表がありますけれども、この表の中に
0:34:28	来じゃないかということかもしれないですけども、
0:34:33	この使用済みの間に
0:34:36	このスラッジとか、使用済みの新規とか入ってないのこれなく議論をしてこれはもう廃棄物だからってことなんです、この表の中に入っていないの。
0:34:48	ドラム缶とか、
0:34:53	日本原燃若林です。
0:34:55	使用前強みなくすラッチを入れてない人間につきましては、廃棄物だからと局面新規につきましては、ちょっと金属胴遠心機と、こちらも廃棄物なんです、金属胴遠心機と、採取しております。
0:35:10	それで、主な記載する方向でちょっと整理したいと思います。日、
0:35:18	はい。他方が一応バックアップとかに設定をしてるようなので方がいいかなと思います。
0:35:31	はい。続いてですけども、このページは、一応私からは以上でして、
0:35:48	49ページで、一応線量評価結果ああが書いてあって、これは既認可の後ですね、書いてあって、一応
0:36:02	30ページのほうで一応今回の
0:36:06	結論がある評価結果書いてありますけれども、ちょっと全体的な話でまずお伺いしたいんですけども、まず線量か結果が金融機関と比べて増えているんですけども、この辺の浮腫鉄塔戦略増える結果というのはそのまま濃縮度が上がって
0:36:27	このときよりも廃棄物が増えるとかそういう理由。
0:36:30	関係の1人なんですか。
0:36:36	日本原燃若林です。
0:36:38	と線量評価の値が増えた理由としましては、乏しく度というよりは、今回の許可のほうで付着ウラン回収容器を貯蔵庫に
0:36:50	一30Bシリンダおきたい。
0:36:52	本目という申請はしております付着ウラン回収容器を貯蔵庫に目視しておいた可能性があるかと每期を受けて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:02	お手元 30Bシリンダっていう中になることがない想定で被ばく評価をしてたんですが、ちょうどここにおいてある、30 日シリンダすべて保守的に空シリンダとして扱うという評価の評価方法の変更。
0:37:18	この変更といいますかそういう修正がありまして、その影響が一つ大きいというのが一つですね、あとは 32 ページに書いておりますけれども、被ばく評価の経過パッキン交点の
0:37:31	もう一つば
0:37:35	一番下に書いておりますけれども、既認可ではウランパラ建屋から最も近い北側敷地境界でやっていたものを評価点を 16 方位変えたという評価点までの子供は若干変わります、これまでは遮へい
0:37:51	建屋等で遮へいされているという宣言を保守的ですね、
0:37:55	遮へいされずに今評価していただくと、そういう評価も、
0:37:59	テックスベック保守的に評価しようということもありまして、そういった点もありまして、線量評価の結果が上がっております。以上です。
0:38:09	はい、ありがとうございます。
0:38:12	今言った点ポイントなるかと思っておりますので、
0:38:16	32 ページ国家に例えばちょっと最後に、
0:38:21	会計いただくことができますでしょうか。
0:38:26	原燃は変わってですね、今の点についての検証しました。
0:38:32	はい。
0:38:39	はい。
0:38:40	はい。
0:38:47	これはちょっとすみません基本的な質問なんですけどこの 30 ページゲイ。
0:38:53	2 項 8 回均質棟とかでスカイシャイン線とかですけれども、30 ページがバーになっていて、その 49 ページはその 0.00 というふうに書いてあって、こればって書いてあるのはこれは検出限界未満だったということ
0:39:10	0 で大きな一つの値を手で経路を御出るということでもいいですか。
0:39:26	日本原燃若林で 0.00 分カバーの対応って言うのは、円筒は何かどちらも
0:39:34	他方に含まれるっていうことだったと思うんだと聞くとあんまりも確認して
0:39:40	チェックなりできないじゃないんで熟します以上です。はい。よろしく願います。
0:39:51	はい。
0:40:07	すいませんと 32 ページの別紙 1 になりますけれども、ちょっと確認になります。
0:40:19	これ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:23	黄色の中ほどに評価条件等の変更というのがあって、二つ目の白丸のところで／中程でウランをようやくに設置し評価したが、何々から互選という形態に設定することとしたというふうに書いてあって、
0:40:40	自治体との 5000 にしたということなんですけれども、この実際そのどの程度の余裕があるというか、その辺はいえるんでしょうか。
0:41:02	活傾動の実績、実績からこう整理したというふうに書いてあるんですけども、この付着した。
0:41:11	はい。
0:41:12	日本原燃の渚野です。
0:41:16	口頭でBest一応これ、付着ウランを実際に回収、
0:41:24	否定その計量値からこのぐらいのウランがあるという推定を期待できるようになったので変更したというのが現在の数値です。具体的な数値のほうはAという、
0:41:39	計量管理とかにも関わって、ちょっと今は御説明できませんが、背弧機微情報としての御説明はできます。はい。以上です。
0:41:53	わかりました。
0:41:57	経営情報としてどこかで教えていただければと思いますので、またよろしくお願いします。
0:42:05	はい。私からは、
0:42:09	とりあえず以上です。他の方、何かありますでしょうか。
0:42:15	委員長のフジワラです。同じ 32 ページ 33 ページあたりで 1 点お伺いしたいんですけども、
0:42:22	33 ページの※2 のところで保管場所を変更されたところ、注記書かれてるんですけど、このこの変更について、計 32 ページで変更として挙げてない理由って何かある地域だけで、
0:42:37	分けている理由って何かありますか。
0:42:50	営業減免ワカバヤシですけども、主な変更点として 30 になって、
0:42:56	青い網など考えなかったというのが理由なんですけども記載したほうが先ほどの
0:43:03	県もありますので、そういった点も変更点のほうに記載いたします。以上です。
0:43:10	委員長のフジワラですよね。お願いします。私からは以上です。
0:43:23	他形状からよろしいでしょうか。
0:43:28	はい。よろしければ、では浮いては、耐震ですかね。こちらについて、県の方から特段説明すべき事項があればお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:50	日本原燃片野でございます濃縮個別 33 品の補足説明資料に設計そう説明させていただきます。まず 5 ページをご覧ください。
0:44:02	こちら 5 ページで示してございますのは、それぞれ今回耐震の適合性を図るといふ機器について、今回確認するものを丸 3A規格変更にも参画／としております。それで整理したものでございます。
0:44:19	続きまして、
0:44:24	もし番号 28 ページをご覧ください。
0:44:29	こちらでは先ほど説明した結果、今回の確認対象をから持ってきたもののうち、
0:44:38	耐震重要度分類、懇 2 類等一類があるものを、それについて、耐震計算のフローと
0:44:49	その耐震計算の結果、補強があるかないか、そして 2 人場合はどういったところを耐震補強するかといったところを示すために設工認申請書の構造図、ここに補強箇所を明示してございますので、あるものについては、
0:45:06	causeの番号をつけております。
0:45:10	次のページ 29 ページと 30 ページ、こちらがこのタイトの計算のフロー耐震計算フローでどの選定ルートを選んだかのブック抵当そのフローの詳細とルートの詳細を示してございます。
0:45:28	続きまして、
0:45:31	通し番号 42 ページをご覧ください。
0:45:36	こちら 42 ページで示してありますのは、今回の分割申請での耐震評価上の取り合い箇所を耐震評価上というトレイをしているかを示しております。評価課長として取り合い箇所としては、この日
0:45:52	示しております①から次のページ 43 ページまでの⑦が具体的に取り合い課長でございまして、今回の第 5 回申請に関わる取り合い箇所の具体につきましては、
0:46:10	ページの通し番号 44 ページ。
0:46:15	Aにございます。前面位置た図面 1①というものをどう前面位置①と
0:46:28	がでございます。前面位置例えば刑事として図面 1 ございますけれども、こちらでは設備取り合い弁が境界申請の境界となっております 4 課制と誤解申請です。その場合耐震評価の評価範囲としては、
0:46:45	それぞれの申請範囲の 1 個先の支持点までを評価の範囲としておりまして、とりあえずという取り合いをしてございまして、評価上の漏れがないよというふうにしております。
0:47:00	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:04	その他テストを図面 1⑦とっていうがございまして、こちら第 4 回申請第 5 回新選択と排気ダクトと除染泊とこれの
0:47:17	とりあえず手にございまして。こちらの申請範囲の境界というのは支持点がございまして、こちらについては、もし時点を境界として、4 回申請交換し延性それぞれ評価範囲としております。
0:47:31	そのほかにも第 5 回申請等他の分割申請でとりあえずっていうしてるところございまして、来それにつきて、第 5 回では撤去する範囲でございまして、協会はしっかり明示して漏れ撤去するところについては今回の評価の範囲ではございませぬ。
0:47:52	説明は以上になります。
0:47:56	はい、ありがとうございます。規制庁側から質問の方をお願いします。
0:48:03	フジワラ出てを 10 分ページけれども、
0:48:09	やっぱページの表の中で、
0:48:14	304 番。
0:48:16	とか、なんです、耐専ときに、先ほど別資料でオオハシからのコメントがあったと思うんですが、一番右の欄に書く言葉としてへと変更により対象とすると今回超えてますが、ここのところは階層の決定ツリー
0:48:33	ね。
0:48:35	開口解析のため対象等、
0:48:38	Lとか、そういった大きさになっていたかと思ひますので牧田が疼痛というふうにするかっていうのをもう一度確認いただけたらと思ひますがいかがですか。
0:48:50	なんか頼んでございまして。おっしゃる通りここの記載他の改造を行う機器等を理由が一致していませんのでそちら遠い用語の統一で書かれるように、借入まず修正します。以上です。
0:49:08	町長のフジワラですよろしくお願ひします。続いて言うとミーティングちっページ辺りとか万点か同じような保護けれども、
0:49:20	例えば人数の時わけで
0:49:26	ある程度コードば類と評価項目書かれてるの、
0:49:31	やっぱ、
0:49:32	この後のページにもならんできるとは、これの
0:49:36	別に設備ポップ機器のところの左壊れ機会が第 4 回の時等変わってきてるんですけどもこれって何か文書等も
0:49:47	調整とかで変更されたりしてますか、例えば、
0:49:53	配管ってあれを 21 ページのほう、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:57	継続して、
0:49:59	イの 22 ページで言うと思うだけだったんですが今回進めたいっていうふうに分かれていますとこの後もですね、いくつかこちら辺に貫かについては、このがんについての記載が変わってきているんですが、今日教えていただけますか。
0:50:36	日本原燃坂本でございます。この表の左側については、機器分類の機種を書いておりますのでたとも支配かったより情勢斜長石の違いかなっておりますので、それに合わせた記載にしております。
0:50:55	またおかしいところはないかと含めてちょっともう一度、説明させていただきます。以上です。
0:51:03	室長の内田です。この店舗特性ということで理解しました。確認いただけますようお願いいたします。私からは以上です。
0:51:14	はい。規制庁オオハシです。私から
0:51:20	はい、ちょっと質問します。えっとですね。
0:51:29	28 ページをご覧いただきたいんですけども。
0:51:35	記
0:51:39	28 ページ目の方、
0:51:44	中ほどのちょっと下くらいでこの位置に防護設備として溢水防護堰固定式着脱し、というような場合もあるんですけども、こちらはですね、
0:52:00	それで
0:52:03	懇遮断弁、その下に少し遮断弁ありますけれども、
0:52:10	この変更の許可申請書での整備のほうをちょっと見たんですけども、変革に応じて少々ちょっと見当たらなかったんですけども、3 類として評価してる理由等について、許可との関係を含めて等整理したのかつてのはちょっと教えていただけますでしょうか。
0:52:34	日本原燃加藤でございます。ただいま一斉防護堰固定式着脱式等を遮断弁、周辺配管を含む、これにつきましては、まず耐震上場耐震の耐震重要度分類上では、まず、
0:52:49	中身にNSTecが含まないものでございますので、重度分類は第 3 類でございます。て一、ただし、こちらA溢水の条文的公正に関わる機器でもございまして、
0:53:07	こちら溢水防護堰につきましては、
0:53:12	地震が発生した場合に、この例えば遮断弁であったり、一斉防護堰によって、瀬下水を止めるもしくはアークその影響を低減させる機能、
0:53:27	等のためにこちらは設置してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:31	その中で事業変更許可申請書の中では溢水の本文の記載がございます。記載になりますけれども、
0:53:41	地震が発生した場合においても支社簡便A1の機能が機能を担保できるように設定ために、一時こちらの地震力を与えたとしても遮断弁は動作する閉止させることができるようにするということが記載されてございます。
0:54:01	結果としては、溢水のほう適合性を図るために、一時で評価するとしております。
0:54:10	以上です。
0:54:17	溢水のほうで許可申請書以浅方位決まってるというふうなことで御理解しましたので、もうちょっとこれは少し起こっちゃね結果の
0:54:28	もので耐震
0:54:31	というよりもその他の条件で決まってるっていうのはほかにはあるんでしょうか。
0:54:37	耐震重要度分類の方が
0:54:40	一声と他の要因で決まってるっていう
0:54:45	日本原燃坂本でございます。その他の要因で決まっておりますのが今回第5回の溢水遮断弁類、溢水防護堰遮断弁、あとは第4回で申請しました地震計あれが第2mm以上の地震力を受けた友人とか決算とされていることで、
0:55:03	計装機で3類なんですけども、あれも一対一分類一類の地震力で評価するというのでやっておりますので、その三つでございます。以上です。
0:55:16	劣化しました。少し
0:55:20	その辺は備考等に会計こう言っていただければと思います。
0:55:25	何かちょっと確認したいんですけども、
0:55:34	前のところ見て透析のAからDとかっていうのはこの2類に分類されてるんですけども、この日成防滴固定式着脱式は30ということなんですけれども、この辺の差異っていうのはどう理解すればいいんでしょうか。
0:55:53	日本原燃坂本でございます。江藤。
0:55:57	上の一般廃棄物廃棄設備はさきAからDにつきましてはコンクリート堰でして、建物の一体と以下の一体となっておりますので、別途、この設定から英語設置のは中央操作棟で耐震重要度分類第1類となっておりますので、建物と一体として評価を
0:56:17	を実施しております。以上です。
0:56:23	はい、了解しました。
0:56:28	耐震に関して私から質問は一応ですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:34	それとすみません、少し細かい点になるんですけども 32 ページなんですけども。
0:56:45	32 ページ目のこれ併設サイト床記載だけの話だと思うんですけども、2 ポツの中で、
0:56:55	前サンプ 3 行目からで添付書類として 3-1 から 3-4 というふうに書いてあって、当に取りまとめているというふうに書いてあってこれ 3-5 の耐震性評価の部分っていうのは、はいないんですか。
0:57:11	何て書いてないのかなっていうちょっと疑問ですけども、
0:57:18	日本原燃坂本でございますけども、耐震計算どう往診だったり、冷凍協議貸付を用いるかという方法につきましては、この 3-1 から 3-4 の中で示しております。
0:57:34	それを計算した等の各設備で計算した結果、座席に入るか入らなかったか、そういったものを含めて、そういった結果についてを 3-5 に示しているという構成にしているので、こちらを復興東方とか方針という意味では、
0:57:53	3-4 まで記載としているものでございます。以上です。
0:58:01	はい、了解しました。
0:58:11	うん。
0:58:15	はい、わかりました。他耐震で、
0:58:18	質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:58:21	規制庁川崎です。ちょっと先ほど昔から確認があった点にも関連するんですけども、別途許可での整理をちょっと教えて欲しくて、
0:58:32	通信設備関係が今回ノンクラスになっているんですけど。
0:58:38	こちらどういう考えで、クラス分類しているのか、ちょっと考え方教えていただけないでしょうか。
0:58:53	少々お待ちください。
0:59:14	年間でございます。通信設備が今回対象ではないという整理にしている理由といたしましては、こちらは設計上の要求ではなくて、運用のほうで通信設備の個数であって、よって当故障した場合の
0:59:32	考慮した 1 ポツ鉄道はそういったものを含めて運用で担保するもので通しているため、今回の耐震上は
0:59:42	Qでは適合させるものではないということをしております。仮に通信設備、通信設備のうち何か一つ壊れたとしても、ほかの大会手段と例えば形態ですとか、その他衛星電話等々をほかの通信手段を使って外持ちもしくはな内部の人間と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:02	連絡をとるようにするということをしておりますので、今回の耐震の要求事項がないと、また、耐震重度分類の多さ要求の中身からしても、特に
1:00:17	安全機能を有するものでもございませんので、今回、適合性耐震については対象ではないというふうに整理してございます。以上です。規制庁カワラサキです。ちょっと幾つか機器があると御説明されてるんですけど、まずはその
1:00:33	運用ってということに関しては、それは運用の仕方は、様々あると思うんですけど、今お聞きしてるのはまさに設計としてどういうふうに考えているのかというところですので、
1:00:46	特に
1:00:48	どれが壊れたから云々っていう話というよりは、そもそもその
1:00:53	地震を想定したときに、
1:00:57	安全機能がそもそもあるかないという発言もおっしゃってたんですけど、機能としての要求があるのかどうかあるとしたら耐震性としてどんどんレベルを設定して設計しているのかという説明をしていただくのが設工認だと思っていて、
1:01:12	で、その上で、さっき機能の要求があるかどうかっていったところなんですけど、加工については確かにその制御室であったりとかの要求はないものの、通信に関して、基準適合との関係での説明を許可の段階から、
1:01:31	来ていないという理解なんでしょうか。それとも、
1:01:34	基準適合との関係において説明する必要がある機器、すなわち安全機能を有する施設の一部なんでしょうかどちらでしょうか。
1:01:53	はい。
1:01:54	日本原燃坂本でございます通信連絡設備につきましても、それと安全機能は当然ございまして、当設備を固定で置くページング等の機器に関しましては絶対 31 として評価をしている。
1:02:11	いう組織下落説明も必要なものは、系統評価をして経営確認をしているというところがございます。以上です。通帳カワラサキです。そうしたときに、今、なんか軒並みあのページングは別だとおっしゃってたんですけど、何となく軒並みそのノンクラスで整理。
1:02:30	されているかのように思うんですけど、実は許可のときの申請書を見てみると、実はそこら辺の細々としたある種、可搬に近い側だと思うんですけど、そういったものって、必ずしもすべてクラス分類が明記されているわけではないんですね許可申請書において、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:47	そういったものの取り扱いについて、設工認の段階では明確にしないといけないものですから、そういったものをどういうふうに取り扱うのかって言うさっき言った機能との関係も含めてちょっと整理した説明をしていただきたいと思いますんですが、
1:03:04	いかがでしょうか、あとはですね、それにあたっては、当然参考になるものとしては、再処理とかMOXとかにも似たような通信設備だったりとかそういうカバーみたいな細々としたものがあると思いますので、そういったものの取り扱いをどうやって原燃としてやっているのかといったところも参考になるとと思いますので、
1:03:23	ちょっと議長の点を踏まえて説明をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。
1:03:32	日本原燃坂本でございます。そういった通信連絡設備について、どういう設計をして海上のうちているかということも含めまして、整理した上で、御説明させていただきます。以上です。
1:03:47	よろしくお願いします。
1:03:48	規制庁カワラサキです。今の点がまたもう一度御説明あったときにいろいろとお聞きできるかと思っておりますので、ちょっと別の話題に入ってしまうんですが、今回その耐震評価の結果で前回の結果とちょっと違う特徴的なところがあると思っ
1:04:08	ていまして、具体的に言うと21ページのところで1設計の評価をするときに、確か前回は弾性域がほとんどだったんですけど、今回結構塑性域に入っているところがあるというふうに認識しています。
1:04:23	その時に塑性気に入ったときにどこまで許容するのかというちょっと許容値の設定の考え方を
1:04:30	聞いとかないといけないなと思っておりますので、その部分の許容値の
1:04:36	設定っていうのが許可のときの整理もあると思っておりますけど、どこまで塑性域で
1:04:43	変形なり何なりしていいのかって言ったところをどのように考えているのかを教えてくださいただけないでしょうか。それともなんか期間決まった規格値を使うっていうことをもう整理しているのかどうか、そこら辺を教えてください。
1:04:59	日本原電の坂本でございます。検討で、
1:05:03	塑性域におけるか用地に関しましては、先ほどの方針を示してですね、3-1から3-4の施設工認の資料へと体積計算方針のほうで
1:05:17	圧延同等というふうに決意言うと、値を使うということで、この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:24	正規の協力を得たりするという所規定施設 400 であればいいPRAを使うとか、そういったものを明記しております。提供フォワードだ抵当安全の原子炉 6 設備規格に耐蒸気隔離に基づいて設計引張強さSuこれを用いる。
1:05:43	いうところとしております。以上です。規制庁カワラサキです。ありがとうございます。今言ったところはK値でいうと何ページのところの記載の話でしょうか。
1:05:56	日本原燃坂本でございます。こちら設工認のほうの 3 の 2.11 設定方針というところで当然対応方針を許容値も含めて示しております。規制庁川崎です。わかりましたそちら側に何らかの記載があるという状況取り返しましたので、
1:06:16	今回実際に適用したえっと今回の設備に対して適用した許容値
1:06:22	何であるのかというのは、補足説明資料では明確にしていなければと思います。
1:06:29	全般的な理解はしました。以上です。
1:06:35	日本原燃坂本でございます。ご指摘の通り、そういった点を追加で説明して追加いたします。以上です。
1:06:44	規制庁川崎です。ちょっともう一歩一つ観点で確認なんですけども。
1:06:51	もちろん 2 ページのところ、許容値配管ですかね、許容値の部分で温度に応じた許容応力を設定しているというところがあるんですけども、
1:07:02	こら辺の設定条件なんですけども、おそらく、
1:07:09	本土が例えば上がる配管とまばらな配管があるところは状態として厳しいところを採用する形で許容値の温度に応じ竹内という設定にしているかと思うんですけども。
1:07:25	そら辺の環境条件としてのセットのパックところっていうのは何か別の条件の設定としての
1:07:33	記載の説明みたいなのところってあるんでしょうか、それともこの資料の中で、そういった温度条件みたいなのを語り尽くす必要があるんでしょうか。
1:07:47	日本原燃坂本でございます。まず配管に関して抵当費用温度に対する許容応力については、先ほどと同様に、3-2 の耐震設計の基本方針のほうで基本はよ、
1:08:04	40-1 かな。彼そんなにもないということは後で 40 度 1 回ありますので、そういったところは実の 40° 以下の材料の許容応力を使いますという宣言しております。また、例えば葉っぱのこら辺カワラサキですが、非公開情報があるので、今日つけていただければと思います。
1:08:23	はい。
1:08:24	今まで、あと例えば発生槽とか、時に最大使用温度を示しておりますので、その最大使用温度のっって、それぞれの配管温度へと協力を使っていると

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	設定しているというところでございます配管工でも通ら飯館加熱するところであれば、
1:08:43	何度以下という記載が推察をしておりますので、その辺りで評価を確保し温度踏まえた評価をしているというところでは、以上です。規制庁カワラサキですねその上で、その条件設定の話っていうのは、
1:08:59	どの資料で明らかにしていくものでしょうか。
1:09:04	日本原燃坂本でございます。今は使用表等を1個ずつ見比べないとわからないような、なんていうことで、これをこの耐震の補足説明資料の中でドットの配管についてはどういう条件でやっているかということも含めてちょっと追加させていただきます。
1:09:21	以上ですべてのカワラサキです。この資料での説明ということで理解はしました。一方で資料としては、設定値の根拠みたいなのところも何かあったような気もして、ちょっと全体の体系の中で適切なまとめ方をしておいていただければなと思います。以上です。
1:09:39	日本原燃菅生でございます。全体を見た上で確認して修正いたします。以上です。
1:09:46	規制庁川崎です。私からの質問を以上です。
1:09:49	もうオオハシさんお願いします。
1:09:52	はい、オオハシです。ほか規制庁から質問ありますでしょうか。
1:09:59	今日、よろしければ、共同に移りたいと思います。と挙動に関して、原燃の方から説明のほう、説明すべき点があればお願いします。
1:10:14	日本原電の坂本でございます設計同時個別34コードでございますが、こちら3ページをお開きください。
1:10:23	当強度に関しましては、実質的に要求の方法設計も配当変わってござい要求変わってございませぬので、新たに追加する設備の共同評価対象となります。今回強度評価で対象追加時間とか、
1:10:40	遠隔消火設備はハロンボンベ値段たんすボンベあと配管でございます。こちらについて
1:10:50	趣旨、
1:10:51	で評価を追加しております。ページ数で言いますと、
1:10:59	8ページをお開きください。
1:11:05	余震8ページですが、こちらボンベの強度についてはボンベは高圧ガス保安法に基づくボンベですので、技術基準規則15条と高圧ガス保安法、こちらの規格を指定して投資を材料構造、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:20	強度など耐圧漏えい試験の条件、こういったものがそれぞれの置いて同等であるというところを整理して示しております。また、
1:11:31	19 ページでください。
1:11:35	ハイパーにつきましては、障防法のほう徴税SPTの可能なゼロスケジューリング扱えなさいというような指定な強度を十分あるこういった材料を使いなさいっていう規定がありますので、それにのっとった上で別途設工認としては共同評価を実施して、
1:11:52	その評価した結果を次の 20 ページのほうに載せております。
1:11:58	一応この美術切れるの比較とベッド高圧法の結果ということも結構引火受けております発電度を参考に確認した上で期待しております。以上でございます。
1:12:14	はい、説明ありがとうございます。ただいまの点に関して、今日の資料に関して規制庁から質問をお願いします。
1:12:23	じゃあ私からですけれども、
1:12:28	1 ページ目のところですけども、
1:12:32	1 ページが 3 ページ目ですね、いいですか。
1:12:36	この 2 ポツの中で、
1:12:42	このまた書きの部分ありますけれども、ちょっとこれ確認ですけども、
1:12:48	また書きの中でその 15 条において使用物とも重要設備に係る規定が明確化されているかっていうふうにあって、
1:12:58	変更がないための中に書いてありますけれども、この辺は第 4 回目のその工認の中で黒字化の記載はなかったんですけど、これは何か対象となるような気中ってこうやって、第 5 回目に関しては、各種とか、ちょっとその辺の違いがちょっとわからないよう管理会計なきやいかんですけども、
1:13:18	日本原燃坂本でございます。こちらの要件の対象の機器を示しております第 4 回申請ではその対象となる過去 20(3) 主要間かなかったということで、今回、中間製品容器均質槽だなどと、過去店三種。
1:13:35	に関わる設備が申請されてるところでなど今回期待しているものでございます。以上です。
1:13:45	あとでございます。
1:13:50	はい、結構続いてですけども、8 ページ目をお願いします。
1:14:08	これちょっと細かい点になってくるんですけども、
1:14:19	この式(28)番と 100、130 番、これに関するこのピーク効率けれども、多分同じこと言ってるような気はするものの、機会が微妙に違うんですけども、
1:14:35	1 個なこれは何かそろえる必要ないんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:49	一番右の部分ですね、120。
1:14:54	日本原燃坂本でございます。そうですねここを変える必要がないところで文書を合わせる形にいたします。こちらも要求事項を理由も変わらない変わりません以上すみません
1:15:11	はい、よろしくお願いします。続いて、当初の9ページですけれども、
1:15:18	この
1:15:23	146番の辺りですけれども、これの備考の書き方なんですけれども、
1:15:30	こっちの
1:15:33	何となく言わんとするとはわからなくはないんですけれども、この
1:15:40	146番、原料シリンダ置き台拡充点に関して、一応耐震設計に1例というふう にまとめしているんですけれども、備考見る等、一類2類、
1:15:55	2瓶が該当しないため、条文要求を受けないものっていう感じで何か矛盾して るような記載になってはいるんですけれども、この辺は機会を改めたりする必 要はないでしょうか。
1:16:10	日本原燃坂本でございます。
1:16:12	すいません、ちょっと記載が適切ではなかったもので、ちょっとほかの記載も含 めて、系統、
1:16:22	説明上、適切なものに修正いたします。
1:16:27	はい。よろしく遠いはい。
1:16:29	お願いします。
1:16:31	それぞれですけれども、10ページ目ですけれども、
1:16:48	214番から約19番にかけて貯槽とかポンプとか書いてあってですけれども、 一応この資料に関しては、既認可で確認してますっていうことがほとんどなん ですけれども、後ろの資料の中で、
1:17:05	ポンプとかの
1:17:09	確認をしましたっていうようなことが少し見当たらないように見えたんですけれ どもポンプとかに関してはその既認可ではどうか確認しているのかってやっぱ り大きなついてる資料で説明できるんでしょうか。
1:17:33	日本原燃坂本でございます。とポンプ類につきましては、様式として特殊な息 子の施設のために作っているというものはございませんので、その別途使用 圧力に聞きした代表構造仕様、そういったものを
1:17:53	市一般の市販品を購入して設置するというもので所に際して米価がちゃんと 確認しているというものを我々が確認した上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:07	整定つけていると感じているというものでございます。できんかの方法としては、全般的な切羽の具体的な計算結果飛ばせておらず、全般的な話で、THA Iつけろとかいうするもの、あと、設置しますっていう話のみを期待していると。
1:18:24	いうものでございます。以上です。
1:18:34	金融課長はどこにも、この基本方針に関する
1:18:40	ここでこないっていうことなんですかというのでちょっとわからなかったんですけども、
1:18:57	ちょっと市販の工認蒸気機構認定の扱いとかをちょっとどこかで示していただければと思うんですけども、
1:19:06	日本原燃坂本でございます。人過剰ではもうタジリで
1:19:13	文章で
1:19:16	耐食性を有する材料を使用するか操作等の有する設計とする。その一文しか記載が2課長母体ませんので、今回の申請ではそれが引火でどういったものやっしていきたいと、どういう考えで平均化でやってるかも含めて、
1:19:32	ちょっと補足説明資料でちょっと追加で記載させていたっていいパス。
1:19:41	はい。パターンじゃあんか期待でちょっと確認できればというふうに思います。
1:19:48	続いてですけれども、
1:19:56	17ページをお願いします。
1:20:09	はい。
1:20:13	はい。
1:20:21	こちら7ページですけれども、
1:20:26	ですね。
1:20:27	このと3段の組合の課長で、
1:20:36	アンダーバーこれちょっと記載だけの話なんで、間違えて言ってるわけではないんですけども、上記以外の設備機器は十分な報道設定立法道路及び強度流しておりというふうに書いてあって、ちょっと料金にの設備は、ちょっと
1:20:52	今日導入してないっていうふうに若干読めなくはないんですけども、この辺第4回申請ではなかったのがフラットに書いているので、この辺はちょっと
1:21:07	第4回のときのように、
1:21:11	機構において、
1:21:15	フラットに書いてあろうかなとちょっと思います。また4階の記載いうと、今回申請に申請する設備及び機器の本。
1:21:24	については既工認において当該事項に関する設計認可済みであるとともにそれらの設計については結構前ため今回新知見について変更はないというふうに書いてあって、ちょっとここは少し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:37	第4回のもをちょっと参考にしようかと思ひます。
1:21:42	これは単にコメントです。
1:21:45	日本原燃坂本です。おっしゃる通りでわかりにくい記載になっておりますので、第4回も踏襲した上で修文させていただきます。以上です。
1:21:55	はい、すいません。続けて、これ確認ですけど、19ページですけども、
1:22:03	19ページの
1:22:05	プロで口実に基づく式が書いてありますけれども、これあの、57ページとか工認のほうを見ると、うまくされ資料を考慮したようなこの計算式になっているんですけども、ALPHAですね、この辺はだから、
1:22:22	3.2のほうは、これはこの期待は使ってるから57ページのほうは、その液体を扱ってるかなくて小考慮してるというそういう違いになってしょうか。
1:22:32	もう
1:22:45	日本原燃坂本でございます。質問認可の方の計算のほうにつきましては、トイレとか、一般へ1回はっきりとそういったものを使うものにつきましては、当などでとしてプレしろ、
1:23:02	ちょっとお2人仕事をこれが必要なものは、鉄塔敷地の中に入れてとかをつけるというものでございまして、今回の
1:23:13	消火ガスを配管につきましては、障防法に基づく必要なべきと実施しておりますので、別途、
1:23:22	この後は入れていないということでございます。以上です。はい。わかりました。
1:23:28	とりあえず私からは以上です。
1:23:31	規制庁から他の規制庁から他質問ありますでしょうか。
1:23:36	規制庁カワラサキです。ちょっと
1:23:40	なんかすごい入口的などところである違反ですけど、
1:23:45	技術基準の15条。
1:23:48	では容器等に対する要求がかかっているわけですけども、
1:23:53	この容器とっていうのはどこまでの範囲のことを言っていると解釈して、
1:23:59	申請書をつくってられているのかをちょっと知りたくてですね、当然UFVI、
1:24:06	の耐圧のバウンダリになっているところは、容器等なんだろうなど。
1:24:11	思ひますが、
1:24:13	この、例えばその火災関係の設備とかどこまでを含んでいけばいいのかっていったところの考えをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:24	日本原燃坂本でございます。当期認可でば冷凍UF6 あとウラン廃水これをあ ちか言うて容器のうちへと量が多い第一部 1 第 2 類のものについて、過去 のこの規則でいう重要なものとして、
1:24:43	必要な耐圧強度系の評価の対象にしているという整理でございます。
1:24:49	鉄筋と鉄筋この遠隔消火設備等をペイン今回これを追加いたしましたのは、
1:24:57	合併の等の
1:24:59	正確実績等を確認した上で、非常用設備で従来委員会にはあつては対象にし ていないものであるんですけども、そういった実績も踏まえて、今回追加すべ きとして判断して記載したものでございます。
1:25:19	規制庁川崎です。実用炉を参考にされたということでそれは
1:25:25	いいことだと思うんですけども、じゃ一方でその
1:25:29	どこまでの範囲かっていったときに、それは今回火災を
1:25:33	関係の設備で特に重要だから、
1:25:37	これは加わっているんだとかですね、何か。
1:25:40	消化器はどうなんだとか何かそこら辺の境って何かあるんでしょうか。
1:25:56	日本原燃坂本でございますけど、加工施設の消火設備につきましては、基本 的に当局からの通りでと消防法に基づいて必要な設備をつけるようになっていま す。奨学金はそれに基づいて、消防法とづけるようなものをつけていると。
1:26:13	いうところで、今回それ以外で遠隔消火設備をいうので、消防法では直接要求 があるものではなくて、事業許可に基づいて今回こういったものを使ったり、障 防法気概追加しているものというもので、ちょっとえっと他の正月超過地等とは 位置付けが違うということで、
1:26:32	追加したこともございますが、その辺も含めて、考え方対象になってこれを対 象とするのかということころを
1:26:41	整理させていただきます。以上です。規制庁川崎です。実用炉を参考にされて るということで、多分その考え方として、こういう範囲は評価しようとかですね。 そういうのがあるということがわかった。
1:26:56	わかった上で申請してますといっていたら、そうなんだなと。
1:27:02	いう納得ができるかと思しますので、まずはそういった前提のところを確認して いただいているということを教えていただければいいのかなと。その結果とし て、この対象としてはやっぱり遠隔消火で正しかったんだねという話ができる かと。
1:27:20	と思いますが、この点については以上で
1:27:25	あとちょっともう 1 点ちょっとマイナーなコメントにはなるんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:30	高圧ガスのほうに準拠しているといったところをですね、今回丁寧と比較していただいているんですけども、
1:27:40	その結果としてやはり結論の書き方は、やはり補機項への適合ということですので、
1:27:47	例えばその具体的な圧力とか温度とか荷重とかの条件をですね、ある程度書いた上で、高圧ガス保安法に基づき準拠して設計することによって、一方で言っているところの、この条文の規定を適合すると、ちょっとそういう流れ出なんていうか、
1:28:06	書きぶりを若干今ちょっと比較が重点化されてるので。そういう。
1:28:12	何というか、基準同士の比較でオッケーということで、実用炉を参考にされてるのかもしれませんが、
1:28:19	あくまで知りたいのは、具体的に圧力とか温度とか荷重とかではあるので、補足説明としてはですね。
1:28:27	っていう観点でちょっともうちょっと
1:28:31	高圧ガス保安法で実際にこの確認されてる内容の中身としては例えば圧力だって二本立てになったりとかというところがどうだったらいいかとか、ちょっとそういうところのインフォメーションをいただくと大変ありがたいです。以上です。
1:28:48	日本原燃塚本です。了解いたしました。と比較するだけではなくて、それに対してどういう確認がされたというところまでも含めてちょっと孤独の中で明記するようにいたしますと記載。
1:29:04	それがまた整理して追加いたします。以上です。
1:29:09	設置をカワラサキですよろしく申し上げます。
1:29:12	私からは以上です申し上げます。
1:29:16	はい、規制強化施設等、
1:29:19	規制庁から質問ありますでしょうか。
1:29:24	ちょっと確認ですけども、24 ページの中でさっき歩道少ししっかりあの説明があったかもしれないんですけども、
1:29:35	この 24 ページの注の 2 の
1:29:39	ところに常に 40 度、温度 40 量以下に保つことというようなことが定めがあるんですけども、この辺は中 49 条の担保地というのはそういう評価が別途されてるんですか、それとも何か
1:29:55	運用かなんかでそういうふうなことが決められているとか、ちょっと 44 保つことについてどう社内で決めてるかちょっと教えていただければと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:07	日本原燃坂本でございますが、施設内で想定される系統最高温度環境温度として、本施設では 40° としておりますので、設計もそれに基づいてしております、
1:30:23	で、当規定類に関しても、当加熱立候補しないものについては、最高使用温度 40° として、当評価をしております。以上です。
1:30:37	許可の中で、その 40° というふうの評価されてるということですか。
1:30:49	日本原燃坂本です。と許可のほうでは外気については 37.86 とというところで示しておりますが、内部のほうまでは示しておりませんが、施設内の環境の設計の中で 40 度以下にするという。
1:31:06	ただしております。
1:31:09	以上です。
1:31:13	これ何か第 3 回のこの建屋の中で評価して、そういうことではないんですか。
1:31:26	日本原燃坂本でございます。ちょっと過去のものを確認して御説明するようにいたします。
1:31:33	以上です。ありがとうございます。
1:31:36	私からは以上です。ほか規制庁からより安くてよろしいでしょうか。
1:31:42	この補助はですね、ちょっと壁床の高圧が不保安法の比較の表に関してなんですけれども、これが聞こえたので。
1:31:56	けれども、
1:31:59	3 ページのところ、一部執行の部分で表がつけられていて、容器の区分と圧力っていうのは示されているんですけども、そのところで、第 26 号の表に規定するっていうふうな話があったりしてこれ後に、
1:32:18	26 ページのところ、26 号議案はやっぱりてるんですけども、この中で、じゃあ赤くくって大丈夫だよね。同等であるっていうことが、あんまりちょっと理解にまでは追いつかなくて、一方でもう少しだけ伝えなりを工夫していただいてこの後ろの表なりと、
1:32:36	変更するっていうのもわかれば、もう少しわかりやすいのかなと思いますので、その辺の工夫をお願いしたいんですがよろしいですか。
1:32:44	4 件サカモトでございます。すいませんこれ高齢の方そのまま書いております実際の設計を書いていないので、そういった情報も含めて追加させていただきます。以上です。
1:32:55	とのフジワラですよろしくお願ひします。
1:33:04	規制庁オオハシです。他形状から質問大丈夫でしょうか。
1:33:12	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:15	それでは最後の当シリンダに関して税源の方から説明があれば説明をお願いします。
1:33:24	日本原燃坂本でございます。点いて廃品シリンダ取り扱いでございますが、これ、こちらの資料、前回9月9日に、別途全体説明書の中の一部で一度御説明したものでございますが、層中の宿題において検査点検施設管理としてどんな方向でやってるのか。
1:33:44	いうコメントを受けてそれは各できていない状態でしたので、追加して整理したものでございます。でかい率でいきますと、
1:33:52	相鉄の7ページ目をやってください。
1:33:58	7ページ目に点検検査も含めた施設管理シリンダーとしてどうやって定検管理していくかというところを整理して追加したものです。提供ですが、まず前提と輸送容器として原料シリンダ海外から輸送してきて、人に置き、
1:34:18	のものをうちで受け入るとFK0でからと施設管理の方法としては、使用前事業者検査、これで別途設工認で申請した型式この通りであることを、まずはここで確認するという事です。
1:34:31	この後使うまで少し時間がありますので一時貯蔵して地形的にちょっとすると当然日常点検やりますし、あと定期的系としては外観目視で傷がないことがいけなとか、ガス自体登記を設定して肉厚を測定する。
1:34:47	そのあと層理れたりして使用する場合には別途使用時確認と使用時の確認として、これはちゃんと使用前事業者検査悔しいんだよっていう場合も白人後は、施設管理のこれまでの記録で、ちょっとついても何か異常がなかった、そういったことの確認をします。
1:35:04	あと、実際そうに出る前にも全く外から見て問題ないですねという確認だったり、あとは葬儀出たと、内圧を確認して開か常に負圧ですので、あとバツですねという確認をするというします。
1:35:19	ベストな細かい記述を投じて同じ点検をして、また、廃品シリンダに今度からになったと入れてこれだけ色になりますが、今度は排気シリンダと使用施設の相談も同じ使用時の確認をした上で、廃品今日重点下はとはキシノ適合して、
1:35:36	で外観点検、あとは定期的に肉厚を代表機器設定してやっていくという流れをしております。
1:35:44	シリンダーと施設管理の考え方なんですけども、当シリンダで中には当然なんかを耐気圧以下で内にはひっかからない状況になっていると、あとUF6のフッ素が金属の表面に不動態皮膜近い使いつけますので、
1:36:02	それ以上腐食が進行することはないというところも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:07	大っていうことになりますので、実際それがほんとに問題なのかというところも ございますので、代表性転して定性的にしか使わないで下手の継承がないね というところを確認しているというところもございますので、
1:36:22	本的にはとどっちにおいては、外観確認、これをシミ行っているというところで ございます。あと定期事業者検査、この対象については当貸やすい場ですか 教えていただい面に開発SAPRとわかるようなシリンダーこれ一方対象にして おりまして、
1:36:41	中間製品容器、これをどう年 1 回等にかつの確認とか停止に大体この地下水 及び全部それに対して必要な検査をやっているという状況で
1:36:55	瓶鋼材ます。
1:36:58	はい。
1:37:00	当県銚子ざつと排出な含めた経過を管理方法としては以上でございます。
1:37:09	はい、ありがとうございます。規制庁側から質問の方をお願いします。
1:37:15	弊社のフジワラです。本当は具体的にどうされてるのをちょっと知りたいという ことで教えていただきますけれども、7 ページの原料シリンダーの経理時受け 入れこの看護先ほど願った部分なんですけど、この肉厚測定で代表機器で行 うっていう
1:37:33	たところで、一体何戸ぐらいの測定をされるのかっていうのを教えていただけ ますか。
1:37:43	日本原燃坂本でございます炉心断層につきましては 30.1 程度の実績もござ いまして、代表機器については一系以降古いものその中で、古いもの一基を 原料廃液それぞれ設定しております。
1:37:58	あとその腐食評価の部分結果結果につきましても別途設工認の第 1 分冊中 で不足がほとんどないというところの試験結果等を含めて示している実績はご ざいます。以上です。
1:38:13	すべてのフジワラです。わかりました、ありがとうございます。
1:38:17	母語 1 点
1:38:20	10 ページのところ、
1:38:22	輸送手段のフローがあるんですけど、こちらの透析シリンダーの位置相当の 保険を、この弁のシミズだぞと同じように、日常点検とか定期点検もあり得るっ ていう理解でいいでしょうか。
1:38:38	日本原燃坂本でございます。説明が漏れてました製品シリンダにつきましても 管理は同じでございます。こちらもいっぱい今日来えに関する確認するという ものでございます地下を含めてです。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:52	別のフジワラです。わかりました。ありがとうございます。とりあえず私からは以上です。
1:38:59	規制庁、あ、どうぞ。最初コサクです。
1:39:05	よくわからないんですけど、定期事業者検査を耐気圧以上のものだけをやればいいっていうのは、原子力施設の機器の管理としてあり得ないと思うんですよ、検査対象はすべてであるはずで、
1:39:20	それを検査方法なり頻度なりサンプルの管サンプリングの考え方っていうのはいろいろあると思うんですけど、何か勘違いしてませんか。
1:39:31	核燃料施設監視部門とちゃんと話をしようという整理でいいというふうになります。
1:39:39	日本原燃の坂本でございます。すいません、検査部門当社の計画をもって確認をとりますおっしゃられる通り、使用前検査復旧費用が計画を含めて、使用前検査を受けたものが、そのあと、それがちゃんと維持ができていのかというものを確認する必要があるんで、
1:39:57	当然その検査を受けたものすべてが対象になって、その検査の仕方が通ってくれるのはある程度等も対象として進めてたということは、
1:40:08	理解いたしました。
1:40:10	以上です。
1:40:14	はい、規制庁コサクです。すごい誤解されるというか、誤解してるのかもしれないんですけども、整理をして間違いのないようにまとめておいてください。よろしくをお願いします。
1:40:29	了解いたしました。
1:40:36	はい。規制庁オオハシですけれども、ちょっと記載の観点からなっているか、
1:40:42	指摘をさせていただきますと3ページ目ですけれども、
1:40:51	1ポツで概要が書いてあって、海進シリンダ等のということで、依頼等が赤ちゃんですけれどもこのへんちょっとまだはっきり新品だというのが何かっていうのを、当たりをはじめちょっと経緯というか、ちょっとその回議いただいたほうがいいかと思ってます。
1:41:09	この辺の兜てください。すいませんこれ廃品シリンダ製品シリンダとございますのでそう等が何なのかという明確にいたしますはいすいません、あとこれ確認ですけども2ポートの(1)のaと2行目の転用等もというあっても、
1:41:26	営業等々の効果と言ってますけどこれ兼用ほかに何かあるんでしたっけ。
1:41:36	日本原燃坂本でございます。あと転用等、あと貯蔵なら1年後超えれば貯蔵当時は貯蔵が1年を超えた場合に設工認対象になるというところもございましたので、ヘッド転用等を入れていたん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:52	ですが、もう少し具体的に記載いたします。
1:41:56	資料 80YKT 出向願いますと、あとですね。
1:42:03	当社の 5 ページですけれども、これ
1:42:07	原料シリンダ起きないかっこ 10 テンっていうのをつけていただいでるんですけども、これ。
1:42:12	ちょっと関係するものとして、廃品シリンダでおきたいのも書いたほうがいい。と添付したほうがいいかと思うんですけども、いかがでしょうか。
1:42:26	日本原燃坂本でございます。追加いたします。
1:42:30	はい。
1:42:31	先輩等々、7 ページのきつと多分誤記だと思うんですけども、7 ページの
1:42:41	表
1:42:43	ガーッと一番右の所同格廃品シリンダのところで白丸が三つありますけれども、二つ目の白丸で対象原料シリンダとかタケダ、これ廃品シリンダたかったら正しく配付したでしょうか。
1:43:05	日本原燃坂本でございます。申し訳ありません。修正いたします。
1:43:10	はい、修正のほうをお願いします。私からは以上です。ほか規制庁から質問ありますでしょうか。
1:43:19	規制庁タカナシですよと言って今の孫のいわゆる誤記のたぐいだと思うんですけども、あわせてなんです、ちょっとその投資の 8 ページのところなんですけれども、
1:43:29	見えて左側に表が、
1:43:31	あって下 2 行中が 13 個ぐらいあってるんですが、11 番というのは単体モデルプランを懸するところの関係かもしれないが消えちゃっているような気がするんですがこれっていうのはどこかにあったのは聞いたという認識なんですかねちょっと確認をお願いしたいんですけども。
1:43:58	日本原燃菅生でございますが、臨界のところに振られていたはずだと思うんですが、ちょっとあの確認して修正いたします。
1:44:08	よろしくをお願いします。
1:44:15	町オオハシですねとか、質問ありますでしょうか。
1:44:23	規制庁側から全体を通じて、質問とかありますでしょうか。
1:44:32	特になければ原燃側のほうから
1:44:37	今後の本日の指摘等を踏まえた今後のスケジュールについて組合の方をお願いします。
1:44:49	日本原燃の坂本でございます。本日いただいた宿題につきましては、来週、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:57	木曜日程度を目標に修正した資料を提出いたします。次回のヒアリングにつきましては、14日で大事な目標に実施させていただきたいということで考えております。
1:45:15	項目につきましては血栓スケジュールの通り対応させていただきます。
1:45:20	以上です。
1:45:29	規制庁カワラサキ来週御入力かっているのはあれでしょう。スケジュールの通りとは言われたんですけども、竜巻とかが出てくるわけではないということですか。
1:45:43	日本原燃坂本でございます。当竜巻及び溢水につきましては、来週早々に修正した資料を提出させていただきますまして、1週間後の出戸スポーツ次の21。
1:45:59	10月21日の日に御説明させていただきたいと思っております。その後か14日につきましては、明日御提出する予定の当火砕ええ。
1:46:16	浅いこれ基本設計方針火災後放射線管理関わる御説明塩これらを御説明させていただきますたいと考えております。以上です。
1:46:30	5ページが結果カワラサキですねと今の点で、この資料が来週出されて積まれるのはその翌週とかそういうイメージでしょうか。あともう1点は
1:46:43	もうすでに出してから大分経ってる資料で後ろのほうの条文の資料が結構あるんですけど、それは例えば14日とかには積まれないんでしょうか。以上2点お願いします。
1:46:56	日本原燃坂本でございます。まずせり出していると説明資料、これの説明について、もともと21の説明の予定のものがあつたんですけどもそれを早めて、一部14日例えば警報設備に関わる説明資料、
1:47:14	あと貯蔵廃棄、こういった補足説明資料を14日に前倒して持ってきて御説明させていただきたいというふうに整理しております。後で東京の宿題につきましては、別途修正したものを14日に提出した上で、21。
1:47:31	その次の木曜日21日に御説明させていただきたいというふうに考えております。以上です。社長カワラサキわかりました。ありがとうございます。
1:47:42	例えば具体的なところはスケジュールを見て確認させていただければ。
1:47:47	思います。以上です。
1:47:50	規制庁コサクですけど、ちょっと確認ですけど、全般的2
1:47:56	書類が足りないっていうような話をしたと思うんですけどその対応っていうのはその14日の提示とかなりで一通りされていて、
1:48:08	十分な資料として14日以降ヒアリングはあると思っていいいですか。
1:48:23	ちょっとお待ちください。
1:48:27	なんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:31	この資料とか持って協議やりとりする
1:48:35	4万でしょ。
1:48:36	どうぞ。
1:48:37	拡充が必要な砂層のやつを基本的なんです。
1:48:40	日本原燃ヤギハシです。今ご指摘の点は審査会合の点でも話が言われましたので、一応対応してるところではございますが、今のスケジュール見直しのちよつと含めてですねちよつと今の件を十分に配慮してスケジュールをちよつとお出ししたいと思います。以上です。
1:48:58	はい、規制庁不足です
1:49:00	何。
1:49:01	整理されないとヒアリングできないってことではないと思うんですけど。
1:49:05	なるべく効率的にやったほうがいいだろうってところはありますので、
1:49:13	時間がかかるようであればそこはいつ出しますと言いつつ、それ以外のところ、ヒアリング
1:49:20	して欲しいというようなことがあれば、そういうふうに言っていただいたらいいと思うんですけど、いずれにしてもそういうことを明確にしてスケジュールをもう提示いただければというふうに思っています。よろしくお願いします。
1:49:34	はい、日本原電ヤギハシですねと効率的な審査のためにも当方のほうで作業を進めてスケジュールを組み直した上で、を提出いたします。以上です。
1:49:48	スケジュールに関して規制庁側からありますでしょうか。
1:49:54	全体閉じて現年規制庁からあればよろしいのでしょうか。
1:50:02	はい。よろしければ、それで本日のヒアリングのほう終了使えると思います。
1:50:08	六法のほう経審お願い。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。